

ジェンダー論的研究のはじめ方：問題意識と問いの形成

藤田，智子

<https://doi.org/10.15017/7388829>

出版情報：大学院からはじめる社会学研究：問いを鍛える作法：三隅一人教授退職記念論集，pp. 168-181，2025-10-01．三隅一人教授退職記念論集刊行委員会
バージョン：
権利関係：



ジェンダー論的研究のはじめ方

—問題意識と問いの形成—

How to Begin Gender Studies Research:

Developing an Awareness of Issues and Formulating Research Questions

藤田 智子

◎本章のねらい

現代社会のあり方に対して、問題意識を具体化し、学術的な問いに落とし込む方法を理解する。とりわけ、自身の身体を通して感じたことが問題意識として現れることを理解し、それをより具体的な研究対象の選定と問いの形成につなげていくプロセスを学ぶ。特にジェンダー論やフェミニズムの観点からの研究のはじめ方を習得する。

◎とくに読んでほしい人

現代社会におけるジェンダーのあり方について漠然とした違和感や問題意識をもっていて、ジェンダーに関する研究を行いたい、そしてその研究を通してより良い社会にしたいと考えてはいるが、具体的に何を対象にどのような研究をしたらよいのか、そのはじめ方が分からない人。

1. ジェンダー論の観点から研究を行うこと

本章の目的は、ジェンダー論やフェミニズムの観点から社会問題について研究を行う際に、自己の中に現れる問題意識から研究対象を定め、学術的な問いに落とし込む方法について概説することである。なお、本稿におけるジェンダー論的な研究、ジェンダー研究とは、フェミニズムの視点に基づくものをいう。筆者は家族社会学やジェンダー論を専門としているが、本章では、現在、筆者が共同研究者と行っている研究を事例に、特にその初期段階に焦点を当てながら、ジェンダー論的な研究のはじめ方について論じる。筆者は、卒業研究のテーマ探しをしている学部生や、これから修士課程に入ろうとする受験生から相談を受ける際に、単に「ジェンダーに関わる研究をしたい」といわれることがある。現代社会におけるジェンダーのあり方について漠然と問題だとは思っているが、それが具体性を有して

いないために、研究テーマや問いにも結びつかず、研究をデザインすることもできないのである。本章では、そのようなジェンダー研究を行う前段階にいる人に向けて、自身が感じた社会に対する違和感や疑問、驚き、そして怒りを具体的な問題意識や問いの形成、そして学術的な研究につなげていくプロセスについて説明する。またそれを通して、ジェンダー論の観点からの研究の政治性とその意義についても述べる。

2. ネグレクト／児童虐待は母親個人の問題か

筆者は現在、社会学者の大貫孝学氏とともに、児童虐待の刑事司法過程を分析するジェンダー論的研究を行っている。きっかけはある生理学的研究に関する新聞記事であった。そこには、高崎健康福祉大学の研究チームがマウスを使った実験によって、以下のようなことを発見したと書かれていた。

母親になった時に育児放棄（ネグレクト）するかどうかは胎児期に決まる――。……胎児期に、母体からホルモン「プロラクチン」を適正に受容しないと、将来育児放棄する可能性が高いことが分かったという。研究成果は米国科学アカデミー紀要（電子版）に掲載された。（『毎日新聞』2017.12.06 群馬県版）

遺伝子よりも胎児期の環境が強く影響すると考え、乳腺の発達や授乳などの母性行動に影響する脳下垂体ホルモンのプロラクチン濃度を測定した。その結果、妊娠後期でネグレクトマウスは正常マウスに比べ著しく濃度が低かった。……さらに、妊娠後期にプロラクチン分泌が低下しているネグレクトマウスにプロラクチンを投与したところ、生まれたマウスたちは正常マウスと同程度の育児行動をとったという。（『朝日新聞』2017.12.18 朝刊・群馬県版）

これらの記事を読んだ際、私は〈怒り〉に〈疑問〉や〈違和感〉、〈驚き〉が入り混じった感情をもった。まず、なぜ育児をするのは「母親」であり、そして「育児放棄（ネグレクト）」をするのも「母親」であるとみなされているのか。また、なぜ「母親」によるある一定の育児に関わる行動が（普遍的に）「逸脱」とみなされているのか。そして、この研究成果が「科学的な「真実」として確立された場合、それはどのように「母親」に対して利用されることになるのか。

第1と第2の点については、ジェンダー規範や家族のあり方に関わる問題である。そしてこれらについては、既にフェミニストらによる母性をめぐる先行研究によって反証がなされてきたはずである。たとえば、E. バダンテールによれば、18世紀のフランス・パリにおいては多くの子どもは母親の手では育てられていなかったし（Badinter 1980=1991: 3）、また日本の文脈においても、「3歳までは母親の手で」という3歳児神話は近代以降につくられたものであるとされる（大日向 2015: 6）。さらにいえば、われわれは現在まさに、育児のあり方の変化を目の当たりにしている。以前であれば「しつけ」として許されていたであろう行為が現在は「児童虐待」とされ、場合によっては刑事罰に処されることさえ起こるようになっていく。それを象徴するように、2022年の民法改正では、第822条における「親権を行う者は、……監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」という懲戒権の規定が削除され、その一方で第821条において、「親権を行う者は、……監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない」とされた。育児やケアのあり方というものは社会や文化によって異なるし、たとえ同じ社会であっても時代によっても異なる。何がケアにおける「逸脱」とされ、何が「良いケア」とされるのかは社会や時代によって異なるのである。

この研究成果がいかに関わる可能性があるのかという点に関わり、『朝日新聞』の記事においては、研究チームの教授の言葉として以下のように書かれていた。

下川〔哲昭〕教授は「2010年に大阪で起きた2児放置死事件に衝撃を受け、研究を本格化させた。今後、人における母親自身の胎児期環境という視点での研究や、ホルモン療法によるネグレクト回避のための研究の進展が期待できる」と話している。（『朝日新聞』2017.12.18 朝刊・群馬県版）

この研究が進めば、ある一定の状況にある女性には「ホルモン療法」がなされる可能性があるというのである。つまり、社会的に構築されたジェンダー規範や育児のあり方に合わせて、女性たちを「良い母親」にするために、彼女たちの身体に生理学的・医学的な介入が行われる可能性があるということである。

また、ここでは同時に研究のきっかけについても語られている。ここでいわれている「2010年に大阪で起きた2児放置死事件」とは、2010年に大阪市西区のマンションで子ど

も2人が餓死しているのが発見され、母親が逮捕・起訴され、有罪となった事件を指す（以下、「大阪二児置き去り死亡事件」とする）。当該研究の実施者がこの事件をきっかけに「母親」の「問題」に注目するに至ったということは、この事件について、さらにいえばネグレクトという児童虐待については、「母親が悪い」「母親個人に問題がある」と解釈されたということになる。そして、そのような「母親」である女性個人の「問題」の生理学的・生物学的な「原因」を明らかにし、その成果をもとに女性たちの身体に介入しようとしていることになる。ここにも、上記でも述べた、どのような親になるのか／どのような親であるべきか、どのように育児を行うのか／どのような育児を行うべきかという母親としての女性のジェンダー役割、家族やジェンダーに関する規範の問題がある。さらに、自分の身体について自分で決めるという身体の自己決定への介入の問題もある。特にこの研究プロジェクトに関わっては、前者に対して、大きな問題意識をもった（なお、後者、特に女性の身体に対する医学的介入と女性のオートノミーの問題については、別に行っている生殖補助技術に関する研究で取り扱っている〔e.g. 藤田 2024〕）。

3. ジェンダー論的研究における問題意識と感情

既に述べたように、筆者は、上述の研究についての報道をみた際に〈怒り〉などの感情を経験することを通して、本研究につながる問題意識をもつようになった。筆者は、これ以外にもジェンダーに関わるいくつかの研究プロジェクトに関わってきたが、その多くのきっかけも同様であった。これに関しては、反論もあろう。なぜなら感情というものは、一般に思考や理性とは対極にあるものとみなされるからである。この点、フェミニストであり、フェミニズム理論とクイア理論、さらに批判的人種理論などとの交差性の観点から研究を行っている S. アーメッドは、フェミニストの感情の動きは「主体と集団の関係を生き返らせるようなかたちで、政治化と結びついている」（Ahmed 2014: 171）と述べた上で、以下のようにつづける。

しかし、それら〔感情の動き〕は直接的ではなく、媒介された形でその政治化と結びついている。女性の抑圧に対する怒りが「私たちをフェミニストにする」のではない。そのような怒りは、**すでに**世界をある特定の方法で読み解くことを含んでおり、また読み解くことについての読み解きも含んでいる。したがって、フェミニストであると自己を同定することは、その怒りを……世界に対する批評の基盤とすることに依存してい

る。というのも、……感情は私たちを動かすものであり、私たちがどのように動かされるかは、私たちが感じたことを解釈するという意味においてだけでなく、私たちが何を感じるかが必ずしも自分自身によってではなく、自分に先立って存在する過去の解釈に依存している可能性があるという意味においても、感覚や感情の解釈に関わるからである。感情を直接的ではなく媒介されたものとして捉えることは、知が感情や感覚といった身体的な世界から切り離せないことを私たちに思い出させてくれる。知は、私たちに汗をかかせ、身震いさせ、震え上がらせるもの、私たちが世界に触れ、世界から触れられる身体の表面、皮膚の表面で決定的に感じられるあらゆる感情と結びついているのである。(Ahmed 2014: 171)

アーメッドは、フェミニズムは理性的だと主張することによって、フェミニズムや女性性を「感情的」だとして「下位に置く」ような「感情と理性的な思考の対立」を容認すべきではないと述べる (Ahmed 2014: 170)。

そうではなくて、「理性的な思考」が感情的ではない、あるいは他者に動かされることをともなわないという仮定に異議を唱える必要があるのと同様に、「思考されないものの」としての感情という理解に〔も〕異議を唱える必要がある。(Ahmed 2014: 170)

アーメッドは、感情を M. Z. ロザルドのいう「身体化された思考」として捉え、その観点から社会規範に抗する政治のあり方について検討するが、アーメッドが述べるように、われわれは身体を通して世界に触れ、そこで感じられることから思考するのであり、したがって知は感情とは切り離すことができないのである。さらにいえば、私たちが何を感じるのかは、先だって存在する解釈枠組みに依存することがあり、またその既存の解釈枠組みによる解釈に対して、私たちが負の感情を抱くこともある。感情と理性を対立するものとみなし、私たちが自らの身体を通して、そのような既存の解釈を含む社会やそのあり方に対して感じる怒りや疑問、違和感、驚きを「感情的」であると排除することは、私たちが世界を思考し、より良い社会を志向することを不可能にしてしまう。特に怒りは、その社会の問題や誤りに対する私たちの反応である。その怒りや違和感、自分自身の理解とは異なる社会的解釈に対する驚きは、「なぜこのようなことになっているのか」という、社会のあり方自体に対する問題意識につながる。同時に、怒りは、その問題を解決して、社会を変えていくための原動

力にもなる（アーメッドは、フェミニズムにとって怒りの他に、疑問に思うこと〔wonder〕と希望〔hope〕も重要だと述べている〔Ahmed 2014: 178-89〕）。

報道された上記のネグレクトに関する生理学的な研究、そして、その報道のされ方、つまり「リベラル」といわれるような新聞までもが何の批判的な視点ももたずに当該研究について報じたことに対しては大きな懸念を感じた。とりわけ当該研究のきっかけとなったとされる大阪二児置き去り死亡事件、さらにはネグレクト／児童虐待全般に対する「母親個人が悪い」という解釈には強い問題意識をもった。「母親だけが悪かった」のか。なぜ「母親だけが悪い」とされなければならないのか。そして、その事件の裁判で母親はどのように裁かれたのか。これらの疑問が筆者に浮かんできた当初の問いである。

課題 1) 最近、憤りや怒りを感じた社会的な出来事について 100 字程度でまとめたうえで、なぜ自分がそのことに対してそのような感情をもったのかについて、さらに 100 字程度で考察してみよう。

4. 児童虐待事件への注目

次に筆者が行ったのは、共同研究者の大貫氏とともに、大阪二児置き去り死亡事件の判決や新聞報道を確認することである。さらに、その他の児童虐待に関わる事件や事件報道、児童虐待に関する社会学的研究についてもレビューを行った。そのような中で、家庭の中で子どもが暴力にさらされたり、さらには結果として亡くなったりする、いわゆる「児童虐待」について、家族、特に母親へ責任を還元するような言説が広く見られることを確認した。

日本では 1990 年代以降、児童相談所での虐待相談対応（処理）件数の集計・公表、学識関係者をメンバーとする審議会の発足、マスメディアの報道などを通じ、児童虐待が社会問題化されてきた（上野・野村 2003: 13）。2000 年には児童虐待防止法が施行された。その過程で、児童虐待が拡大しているというイメージ、より強力な対策、早期発見の重要性についての指摘、そして「児童虐待＝家族問題」という解釈など、児童虐待をめぐる言説が形成されてきた（上野・野村 2003: 33-4）。2000 年代以降も児童相談所での虐待相談対応件数は増加し続け（相談対応件数増加は必ずしも児童虐待の実数増加を意味しない）、それを受けて民法、児童虐待防止法、児童福祉法が改正されるなど、政策レベルでのさらなる制度の強化・拡充にもつながってきた（藤田・大貫 2023）。このような中で、児童虐待は家族問題、「機能不全家族」の問題等とされ、特にリスクアセスメントを通じて、子育てを行う人々には理

想的な母親像や家族像が押し付けられてきた（上野 2022: 48-52, 81-5）。社会学者の上野加代子も、1990 年代以降、虐待が「家族内部での個人の問題として定式化」されたとする（上野 2022: 48）、そして、このように児童虐待の原因を家族、特に母親にあると見なす傾向は、児童虐待の刑事裁判においても顕著にみられる。また、近年は上述のような社会意識の高まり等を受けて、刑事裁判においても適用罪名や量刑の厳罰化傾向が認められる（櫻庭 2010; 後藤 2012）。

そのような児童虐待の「厳罰化」を象徴する事件のひとつとして、上述の大阪二児置き去り死亡事件は注目に値する事案といえる。この事件（大阪地方裁判所平成 23 年（わ）第 398 号、判決については裁判所ウェブサイトで確認可能）では、母親である被告人の「不作為」について、保護責任者遺棄致死罪ではなく、殺人罪が適用され（ただし、被告人は殺意を否定している）、第一審で有期懲役では最も重い 30 年の懲役刑が言い渡された。その後被告人は控訴、上告したが、いずれも棄却され、第一審判決が確定した。

そして、この事件においても、ネグレクトの原因が母親の性格など個人的な要因に還元され、被告人の「母親性」が問題とされていたのである。被告人は、元夫と離婚して以降、風俗店等に勤務しながらシングルマザーとして 2 人の子どもを育てていた。第一審判決を確認すると、裁判所は量刑の理由について以下のように述べていた。

被告人は、未だ幼く、親の保護がなければ生きることができない 1 歳と 3 歳の子供二人を、食べ物も飲み物も手に入れることができず、トイレに行くこともできず、クーラーも使えず、閉ざされた狭い空間で何らの刺激もなく、ゴミにあふれ、子供らの糞尿にまみれた不衛生極まりない部屋に放置した。子供らは、部屋を訪れることのない母親を待ち続け、ことごとくその期待を裏切られ、絶望の中、空腹と喉の渇きに四六時中苛まれながら、徐々に衰弱して命を絶たれた。このような子供らの苦しみは想像を絶するもので、これに匹敵する苦しみは他に見出し難いほどである。確かに、本件は意欲して餓死させた犯行ではなく、大半を占めるのは不作為であるとはいえるが、その様子は「むごい」の一語に尽きる。……子供らは、本件犯行に先立ち、ほかに頼ることのできない母親である被告人から育児放棄を受けて発育が遅れ、衰弱し、被虐待児に特有の無表情が現れる状態に陥っていたところ、本件犯行により、何らの罪もないのに、極度に過酷な心身の苦痛を受けた挙げ句に、かけがえのない命を奪われ、大いなる前途を絶たれてしまった。子供二人の尊い命が奪われた結果は、誠に重大である。（判決 2012.3.16）

このように子どもたちが置かれ、亡くなっていった状況についてその悲惨さを強調する一方で、裁判所は、唯一頼ることができたはずの母親の責任を強調していた。そもそも裁判所は、被告人が離婚後に子どもを引き取り、ひとりで育てていたことについて、「被告人が自分の意思で子供らを引き取ると決めたのであるから、被告人は母親として、責任をもって子供らを適切に養育すべきであった」と述べている（判決 2012.3.16）。加えて裁判所は、子どもたちが「例えようのない苦しみを味わっている最中」に、被告人が、子どもたちを助けに行くこともなく、「複数の男性と遊興にふけったり、化粧をしてポーズを決め、写真を撮ったり」したことについて、「その行動自体、非難に値する」とも述べている（判決 2012.3.16）。裁判所は、特に周囲からの援助を十分に受けられていなかったこと、被告人個人のみを非難することについては「いささか酷」であったことについては認めたが、被告人が「周囲の人物や公共機関には頼ることができないと考えたり、あきらめたりせず、やはり最後まで助けを求めるべきであったし、助けを求めればこれを拒絶されることはなかった」として、その原因は被告人が「困難に直面した際にその困難から目を背け、逃避してしまう傾向」にあると述べて（判決 2012.3.16）、問題を被告人の性格に還元するなどしている。

さらに、裁判所は、この事件が「社会に大きな衝撃を与える」ものであり、「本件後、児童虐待に対する公的制度等がより手厚く整えられるなど」の「社会的影響も顕著であった」（判決 2012. 3.16）とし、以下のように述べている。

今後、本件で亡くなった子供らのような被害者が二度と出ることのないよう、行政を含む社会全般が、児童虐待の発見、防止に一層務めるとともに、子育てに苦しむ親に対して理解と関心を示し、協力していくことを願いつつ、被告人を、有期懲役の最高刑に処することとした……。（判決 2012.3.16）

裁判所は加えて、少なくとも事件発生時においては統計的には必ずしも裏付けられていなかったにも関わらず、「児童虐待が増加の一途を辿る中、一般予防の見地も無視することはできない」（判決 2012.3.16）とも述べている。つまり第一審判決において裁判所は、児童虐待をめぐる社会状況やこの事件の社会的な影響を加味し、さらに社会の側が子育てを行う人々を支援することについて触れつつも、被告人である母親個人の責任を強調し、「厳罰」に処すにいたったのである。

しかしながら、虐待をしたとされる親（とりわけ母親）の個人責任を非難するのみでは、児童虐待の社会的背景を無視あるいは軽視することになるし、ケアに対する責任を母親のみに帰するようなジェンダー規範のあり方が再生産され、その規範の働き自体が隠蔽される。重要なのは、なぜその母親が虐待をしたのか、母親の個人的な問題を問うことでも、ましてや「虐待する母親」の生理学的・生物学的な問題を明らかにし、母親個人にその責任を押し付けることでもない。既に述べたように、親や育児のあり方、「良い母親像」は社会や文化、そして時代によって変化するものであり、女性が「生得的」に「良い母親」になるべきことを前提とする議論や研究はそれとは矛盾する。一方で、女性が自らの選択の結果として事件を起こした、あるいはその性格等が原因で母親としてすべきことをしなかったとして、彼女が置かれている社会的文脈を十分に考慮せず、女性個人の責任のみを問うことも問題であろう。むしろ重要なのは、「良い育児／ケア」や「良い母親」のあり方が、このような児童虐待を含む家族やジェンダー役割に関わる言説を通して社会的に構築されることを前提に、そのような言説自体、そしてそれを可能とする社会そのものを批判的に分析していくことではないだろうか。

課題 2) 課題 1 で取り上げた社会的な出来事について、学術的な研究の問いに落とし込み、社会学的な研究へと練り上げるための準備をしよう。まずはその社会的な出来事について新聞等のデータベースを使って、どのような報道がなされてきたのかを調べよう。それを踏まえて、具体的には何が問題かを考え、いくつかのキーワードにまとめよう。そして、これまでどのような研究が行われてきたのかを調べるため、それらのキーワードを使用して CiNii Research (<https://cir.nii.ac.jp/>) で先行研究を検索してみよう。そのうえで、その結果を概観し、興味をもった論文を 10 本ほど取り上げ、読んでみよう。その際、必ずメモを取ること。それらの作業を通じて、研究の「問題」を一つに絞り込もう。

5. 社会学的問いの形成

筆者は以前にも本研究の共同研究者である大貫氏とともに、ジェンダーと暴力をめぐる研究を行った経験がある。具体的には、ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害女性が結果として夫殺害の加害者となった刑事事件を分析し、刑事裁判の中で女性被告人がどのように裁かれ、そこではジェンダー／家族規範がいかにその裁判のリアリティ構築を支えているのかを明らかにした（大貫・藤田 2012）。

児童虐待の刑事裁判についても、虐待をしたとされる親がどのように裁かれているのかを実証的に分析する必要があると考えた。特に児童虐待が家族や母親個人の責任に帰されてきたことを考慮すれば、児童虐待に関する法廷言説において参照される家族やジェンダーの規範を分析することが重要となる。その一方で、大阪二児置き去り死亡事件の判決でも言及されたように、事件をめぐる社会状況が裁判の中でどのように言及され、いかに裁判を支える論理に回収されるのかを分析することも重要であると考えた。

このようにネグレクトの原因を母親の生理学的問題に還元するような研究に関するメディア報道、特に児童虐待の原因を母親のみに還元する言説に対する問題意識から始まった本研究であるが、過去に行った共同研究の成果を踏まえつつ、大阪二児置き去り死亡事件を含む児童虐待に関わる事件の訴訟記録の確認、裁判傍聴等の調査を進め、先行研究のレビュー等も行い、問いをさらに精緻化／鍛えるに至った。そして、この研究の学術的な問いを、刑事司法過程において、児童虐待がどのように扱われているか、特にジェンダーや家族に関する規範が刑事司法の論理をいかに支えているかとした。また、研究の目的を、児童虐待の刑事司法における「扱われ方」をジェンダー論の観点から検討し、刑事司法の「論理」と児童虐待をめぐる社会状況との関係を立体的に描き出すこととした。それにより、児童虐待の原因を個人化し、問題が生み出される社会的背景を不可視化する「社会」そのもののあり方を批判的に考察することを目指している。

より具体的には、大阪二児置き去り死亡事件のような母親が子どもを死なせたとして裁かれた事件や、直接実行行為を行っていない母親について共謀や不作為による幫助の成立が認定された事件などを取り上げて、個別事案について刑事司法過程を詳細に分析し、解釈資源となっている家族／ジェンダー規範について分析してきた。同時に、児童虐待をめぐる社会状況がどのように裁判において扱われるのかを、法廷言説内在的に分析している。そして、個別の事例研究を積み重ね、その結果を総合的に検討することで、現代日本における児童虐待の裁かれ方、そしてそれを可能にする「社会」とはどのようなものなのかを明らかにしようと試みている。

なお、本稿では特に、ジェンダーに関わる研究をはじめににあたって、具体的な問題意識をもち、学術的な問いに落とし込むためのプロセスを、その初期段階を中心に筆者の経験に則して記してきたが、佐藤郁哉（2002, 2024）が述べているように、問いは研究の全プロセスを通して形成し、育てていくものである。したがって、研究によっては、一度立てた問いを研究の途中で変更・修正したり、あるいはまったく異なる問いを立てなおしたりすること

も十分あり得るし、必要に応じて勇気をもってそのような作業を行うことの重要性も強調しておきたい（研究の初期段階での問いの見つけ方、育て方については、Mullaney and Rea [2022=2023] も参照）。

課題 3) これまでの課題を通して形成してきた問題意識を、学術的な問いに落とし込もう。先行研究の内容を踏まえつつ、課題 2 を通じて絞り込んだ問題について分析するには、具体的には何を研究対象として、どのように分析したら良いのかを考えよう。そして、それをひとつの疑問文の形で書いてみよう。

6. 政治的实践としてのジェンダー研究

ジェンダーに関わる研究を行ってきた経験を踏まえ、その政治性、政治との関係性についても述べておきたい。現在私たちが行っている共同研究には、2つの点で政治的实践としての価値があると認識している。ひとつは、刑事司法過程におけるジェンダーの問題を明らかにする点である。この研究を通して、刑事裁判にジェンダーや家族の規範が入り込み、それによって情状評価のみならず、「事実」の認定が行われていることが明らかにされることで、ジェンダー化された刑事司法のあり方、その問題が明らかになる。さらに、社会が対応すべきジェンダーを含む社会構造を背景とした問題を、家族、特に母親個人に還元する社会を批判的に分析することができるという意味においても、本研究は、刑事司法のあり方のみならず、社会のあり方そのものにも一石を投じる。

一方で、ジェンダー論などに対しては、一定の価値観のうえに成り立っており、「客観性」に欠ける、ジェンダー公正などに関わる「べき論」を研究目的の前提とすべきではないなどといった批判がなされてきた。しかしながら、すべての研究は一定の価値のうえに成り立っているものであり、特にジェンダー論やフェミニズム理論、セクシュアリティ研究やマイノリティ研究などにおいては、既存の社会のあり方を問い直すため、価値判断を示すこと自体に意味があるにもかかわらず、これらの研究領域に対してそのような批判を行うことは省察不足といわざるを得ない。さらにいえば、そのような批判のあり方自体が社会構造を示しており、またそれを再生産するものといえる。「既存の『真理』に対して声をあげること」は、「『優れた判断力』の基礎を形成すると想定される理性や公平性の基準そのものを逸脱している」とみなされる（Ahmed 2014: 170）。理性と感情、客観性と主観性の「ヒエラルキーを行使」し、感情や主観性をジェンダー論やマイノリティ研究等を通して声をあげる者、女性

や「人種的他者」に投影すること（Ahmed 2014: 170）は、それ自体がこの社会のジェンダーやマジョリティとマイノリティの間の構造を示すものであり、それらの人々がそのような不公正な社会のあり方を批判し、変革する可能性を排除することになる。したがって、ジェンダー公正や社会全体の平等などを研究の目的の前提としていること自体をもって、その研究の価値を低く見積もるべきではなく（当然であるが、すべてのジェンダー研究が「良い研究」であると述べているわけではない）、むしろジェンダー論的な研究の可能性のひとつは、そのような政治性によって、社会規範を批判的に分析し、社会構造を変革するための道具立てを提供する点にあるといえるのである。

本研究の有するもうひとつの政治的实践としての価値は、刑事確定訴訟記録の開示に関わる点である。刑事確定訴訟記録は検察庁に保管されているが、刑事確定訴訟記録法の運用において、その閲覧は保管検察官によって限定的にしか許可されていない（日本弁護士連合会 2020）。しかしながら、このような状況は学術目的による記録へのアクセスを不当に制限するものである。この研究プロジェクトにおいては、共同研究者の大貫氏が中心となって記録の閲覧の請求等を行ってきた。一般に閲覧自体のハードルが非常に高く、不許可となるか、閲覧の範囲が一部に限定されることも多い。本研究においては、大貫氏の努力により、必要に応じて検察官の不許可処分に対して裁判所に不服申立てを行うなどにより、請求したすべての記録の閲覧に至っているが、刑事裁判に関する学術研究がより幅広く行われていくようにするために、刑事確定訴訟記録をめぐる状況を改善していくことが重要である。記録が開示されることによって、学術研究が可能となり、刑事司法のあり方、そして社会を（ジェンダー論の観点から）批判的に捉える政治も可能となる。同時に、質的研究一般についていえることであるが、訴訟記録を含めて、研究対象とする各記録や資料の性質等を踏まえた分析・考察が重要である（cf. 大貫 2023: 155-7）（なお、刑事確定訴訟記録の閲覧等に関しては、大貫〔2021, 2023〕を参照）。

7. よりジェンダー公正な社会を志向すること

アーメッドが述べたように、ジェンダー論やフェミニズムの観点からなされる研究は、社会規範に抗するための政治となり得る。刑事司法過程に入り込むジェンダーや家族の規範を明らかにし、それに支えられる司法の論理を分析することは、刑事司法のあり方自体に疑問を呈し、そのあり方を変化させることにつながるかもしれない。あるいは少なくとも、その問題を明るみに出すことはできる。

そして、本稿を通して明らかにしたように、ジェンダーに関わる研究を行う際に重要なのは、感情と理性的思考を対立させ、前者を否定するのではなく、自らの身体を通して世界に触れ、その際の自分自身の感覚や感情、特に怒りや憤り、違和感などに敏感であることである。それらはその世界／社会のあり方に対する私たちの問題意識につながっており、そして私たちをそれらの問題に向き合うように突き動かすだろう。より具体的には何が問題なのか、なぜそのような問題が起こっているのか、どうしたらその問題を解決することができるのかを学術的に思考することが次の段階となる。ジェンダー論は、それらのプロセスを通して社会を変え、よりジェンダー公正な社会をつくり出すためのひとつの政治であり、それがジェンダー論のひとつの意義でもあるのだ。

謝辞

本稿を執筆するにあたり、共同研究者である大貫挙学氏には、原稿へのコメントやアドバイスをいただくなどご協力をいただいた。感謝申し上げます。また、本稿の執筆にあたり JSPS 科研費 JP21K12502 の助成を受けた。

文献

- Ahmed, Sara, 2014, *The Cultural Politics of Emotion*, 2nd ed., Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Badinter, Elisabeth, 1980, *L'Amour en plus: Histoire de l'amour maternel (XVII^e-XX^e siècle)*, Paris: Flammarion. (鈴木晶訳, 1991, 『母性という神話』筑摩書房.)
- 藤田智子, 2024, 「生殖補助技術とリプロダクティブ・オートノミー——オーストラリア・ヴィクトリア州の事例から」『社会分析』51: 27-45.
- 藤田智子・大貫挙学, 2023, 「2000 年代以降の児童虐待防止政策と家族の統治」『三田社会学』28: 74-86.
- 後藤弘子, 2012, 「女性と犯罪——女性犯罪者はどのように扱われるべきか」ジェンダー法学会編『講座ジェンダーと法 第3巻 暴力からの解放』日本加除出版, 75-90.
- Mullaney, Thomas S. and Christopher Rea, 2022, *Where Research Begins: Choosing a Research Project That Matters to You (and the World)*, Chicago: The University of Chicago Press. (安原和見訳, 2023, 『リサーチのはじめかた——「きみの問い」を見つけ、育て、伝える方法』筑摩書房.)
- 日本弁護士連合会, 2020, 「刑事確定訴訟記録の保管, 保存及び閲覧等に関する法改正及び運用改善に関する意見書」, 日本弁護士連合会ホームページ, (2025 年 4 月 9 日取得,

https://www.nichibenren.or.jp/var/rev0/0002/9023/opinion_200910.pdf).

大日向雅美, 2015, 『増補 母性愛神話の罫』 日本評論社.

大貫挙学, 2021, 「検察官による刑事確定訴訟記録の閲覧制限に対する準抗告（福岡地方裁判所
令和2年（む）第793号）」『社会学部論集』72: 103-24.

———, 2023, 「刑事確定訴訟記録閲覧と学術研究——社会学を研究する立場からの現状批判」
石塚伸一編『刑事司法記録の保存と閲覧——記録公開の歴史的・学術的・社会的意義』日本
評論社, 153-73.

大貫挙学・藤田智子, 2012, 「刑事司法過程における家族規範——DV被害女性による夫殺害事
件の言説分析」『家族社会学研究』24(1): 72-83.

櫻庭総, 2010, 「刑事判例研究: 近時の児童虐待事案に関する判例動向」『九大法学』101: 149-78.

佐藤郁哉, 2002, 『フィールドワークの技法——問いを育てる、仮説をきたえる』新曜社.

———, 2024, 『リサーチ・クエスションとは何か?』筑摩書房.

上野加代子, 2022, 『虐待リスク——構築される子育て標準家族』生活書院.

上野加代子・野村知二, 2003, 『〈児童虐待〉の構築——捕獲される家族』世界思想社.